

# つくしだより

平成25年6月号

## 改正された障害者 雇用促進法について

都連理事 塚本 邦之

本年4月1日に改正され施行された新しい障害者雇用促進法によれば、障害者の法定雇用率は1・8%から2・0%へと進みました。これは15年ぶりの改正でした。この法定雇用率とは、日本における企業に雇用されている全従業員に占める障害者の義務としての割合を指しております。また、同時に改正された国や地方公共団体における法定雇用率は2・1%から2・3%へ、都道府県等の教育委員会のそれは2・0%から2・2%へと、私的企業よりも少し高くなっています。

◇ ◇ ◇  
ところで今回改正された障害者雇用促進法の対象とされた障害者とは、身体障害者と知的障害者を指しており、精神障害者を含んでおりません。この精神障害者だけをこの分野から除外する施策は、家族相談員制度にも見られません。精神障害者を除いた

家族相談員制度は1960年代後半に設置されましたが、精神障害者の家族相談員制度は半世紀以上経った現在も実現されていません。その慎重ともいえる理由は、精神障害者に関する医療福祉には高度の専門知識が必要であるということです。

◇ ◇ ◇  
関係する多方面からの意向を受けて、厚生労働省では去る4月11日に現政権党である自民党厚生労働部会へ精神障害者の雇用を義務化する案を提示しました。報道によりますと、この素案について企業側の代表として経団連会長は、精神障害者の法定雇用率実施には早くとも5年以上の準備期間が必要だと発言しました。厚生省側もこの発言を受け入れ、精神障害者雇用率の義務化は2018年4月以降になると公表しています。

◇ ◇ ◇  
いうまでもなく精神障害者の雇用が法定雇用率の対象となりますと、障害者の法定雇用率は現行の2・0%からさらに引き上げられて3・0%とか4・0%へと上げられるのは当然のことです。

就労を希望する精神障害者の症状は多岐に渡っており、一般の人とさほど差異のない人もいればまた調子に波があつて雇用するのは難しいとの意見を持つ経営者もいます。そのため多くの企業では二の足を踏んだり、罰金を払うことの方を選んだりします。しかし欧州の先進国ではさまざまな障害者就業支援機関や諸施設の中で働いている障害者グループに仕事の一部を優先的に発注して就業を支援しています。ドイツは5%、フランスは6%と法定雇用率が高いのですが、このような方法で障害者の労働力を利用し豊かな社会を構築しています。

◇ ◇ ◇  
日本にあつては前年度の法定雇用率をクリア出来ず、一人当たり月5万円の罰金を支払った企業が公的機関を含め全体の半数近くあつたと報告されています。

◇ ◇ ◇  
障害者の自立と生活支援と密接に関連している雇用体制構築に企業が協力を惜しまなければ、豊かな社会が作られるはず。いうまでもなく障害者にやさしい社会は、他の人たちにとつてもやさしい社会になるはず。



## 道路交通法の一部を改正する

### 法律案について

都運副会長 小笠原勝二

本年3月29日に、道路交通法の一部を改正する法律案（以下、本法案）が閣議決定され、今の第183回通常国会に上程されました。

しかし、この本法案には、免許取得について特定の病名による制限、虚偽の申告に対する罰則規定などが含まれています。

本法案で危惧される条項について考えてみたいと思います。

### 一 一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備が行われます

公安委員会は免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の質問制度および虚偽回答に対する罰則を整備するとあります。

本法案では一定の病気とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気等として、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚の低血糖症、そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害として、若干の除外事項は付帯されていますが、疾患名が明記されています。

このように、一定の病気についてのみ申告する義務を課し、違反すると罰則を課す

こととしています。

もともと道路交通法では、過労、病気、薬物の影響による運転の禁止が定められており、あらゆる疾患についても注意義務が課せられています。

不幸な交通事故を減らすために法を改正する主旨には理解できます。この観点から運転技能が不足している者の運転免許交付制限を行うことに異存はありません。そのためには、運転の可否は、運転への影響で判断すべきです。同じ病名であっても様々な病状があり、それに応じて運転への影響も様々です。さらに、運転能力は個人間に大きな差があり、その上、同じ個人でも体調などによって大きな差があります。

警察庁の提出した「一定の症状を呈する病気等に起因する交通事故」として701件を抽出して検討されたようです。この数はてんかん、統合失調症、そううつ病等に罹患している有病率に比べて非常に少ない値であり、これらの病気の症状に基づく交通事故はごくわずかな発生率と考えられないでしょうか。このように、今回の改正は、検討データの数は一部分しか反映されていない偏ったものであり、信頼性に疑問が残る印象を持ちます。つまり、一定の病気について申告させ、運転を制限することによって、交通事故を減らせるかどうかは分かり

ません。最近起こった非常に不幸な交通事故のように、病気を隠して、治療を受けずに、運転する人が増えることが危惧されます。

現代社会で自動車は欠かせないものであり、運転の機会を奪われると就労の機会を大幅に奪うことになり、生活が成り立たなくなる人が多数おられます。結果として一定の病気に該当する人々の運転を制限することは、一定の病気のある人を社会から排除することにつながります。

### 二 一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意に公安委員会に届けることが制度化されます

本来、刑法上医師には守秘義務が課せられており、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を洩らした場合には処罰されます。しかし、一定の病気等に該当する者を診断した医師は、そのものが免許を受けていることを知ったときに、任意とはいえ公安委員会にその診断結果を届けることができることとなるのです。

これでは、受診の抑制や診療場面での医師との信頼関係が損なわれ病状の隠匿に結びつき、また本人の治療上も好ましい状況が維持できなくなり、結果的に改正の意図と反対の効果をもたらす可能性があります。

三、一定の病気等に該当する者で疑う理由があるときの免許の効力を暫定的に停止する制度がもつけられます

現行制度では免許取消処分を行う際には、専門的な医師の判断を踏まえたうえで行っていきます。今回の改定案では、疑いのある段階で暫定的に停止できるとしています。これでは特定の病名に基づく免許制限であり不適切です。

以上のように一定の病名に基づく免許取得の制限およびその罰則は、障害者の社会参加や差別解消という観点から適切でないことは明らかです。また、特定の疾病・障害を理由にした差別であり、障害者基本法に明記されている差別禁止条項に抵触するのではないのでしょうか。

東京つくし会は、人権侵害の恐れのある観点から要望書を提出し、また日本てんかん協会の改正案反対の署名活動に協力し、精神障害者の社会参加の機会が阻害されることが無く、また差別の無い社会を目指しています。

この法案は現国会で審議され、5月19日開催の参議院内閣委員会では全会一致で可決されました。この法案の可決に際し、病気による差別への配慮、質問票・医師による届け出のガイドライン作成、自己申告の機会確保、権利擁護の尊重など、附帯事項も採択され、今後の改定や総合的な支援策の検討に向け、望みをつなげることができるとも上がっています。今後の動向を注視していくことが重要です。

## 家族会紹介

### 太陽の会

( 渋谷区 )



今回は、野村会長、松原副会長と一緒に訪問しました。

太陽の会の例会は、毎月第二金曜日午後1時～4時に渋谷保健所内講堂で開催されます。同講堂は、NHKの真向かいの区役所3階にあります。

定刻30分前で既に、本田会長以下伊藤さん、木村さん、関沢さんが待機しておられました。当日は、年一回の総会開催日で、その準備中でした。以下、総会の様子から活動振りをお伝えします。

本田会長の冒頭の挨拶で「当会は、中心メンバーが少人数ですが、存在していることに意義があると確信しています」との心強いご発言があり、会員数26名の家族会の存在を強くアピールしておられました。その一つとして、区長へのアピールを通して、区自立支援協議会の立ち上げと家族会からの参加が決まったとのことでした。

本年度の活動計画として注目すべきものは、

- ① テルの家（北海道浦河町）訪問ー7月
- ② SST講習3回ー岡田澄恵講師（SST普及協会）
- ③ みんなねっと全国大会（大阪）への参加
- ④ 東京つくし会西ブロック会議参加 を挙げていました。

野村会長からも同会の益々のご発展を祈りますとの発言がありました。

また、本田会長の東京つくし会理事への就任要請は、同総会にて承認されました。

都連副会長 松沢 勝



統合失調症・当事者の「リカバリーを  
ひらく」講演会に参加して

都連理事 松原のり子

去る5月18日(土)、世田谷区立烏山区民会館

にて、NPO法人地域精神保健福祉機構・コンボと  
ヤンセンファーマー(株)共催による“統合失  
調症の当事者の「リカバリーをひらく」シリーズ  
第1回 自分自身で共に、助け方を考える  
”の講演会が開催されました。

チラシを見ると、総合司会がひだクリニック  
の向谷地宣明氏で、浦河べてるの家の名前もあ  
ったので、思い切って参加しました。私はべて  
るの家については以前からなぜあのようなすこ  
いことができるのかと思っていました。

「三度の飯よりミーティング」「自分でつけよう  
自分の病名」「手を動かすより口を動かせ」など  
べてるの独特のやり方なども聞いたことがありま  
す。しかしこの日実際に当事者が壇上で司会者  
とやりとりする様子や当事者の話される内容は、  
まさに「自分自身で、仲間と共に、リカバリー  
を考える」というもので深く心に刻まれました。  
特に自分の病気について自分の言葉で表現する  
という過程の大切さを考えさせられました。

シリーズ第2回は、7月15日(月)烏山  
区民会館で開催される予定です。主題は「地域  
で暮らす」です。



講演会のお知らせ

★賛助会費★ (敬称略)

戸島 絹江	1口	2、000円
江端 洋	1口	2、000円
松原 のり子	1口	2、000円

ありがとうございます。

- ☆日程：7/6(土) みんなでやろう家族 SST 講師：高森 信子氏  
主催：サンクラブ多摩 TEL：042-372-0823
- ☆日程：7/10(水) [心病む母が遺してくれたもの～精神科医の回復への道のり]  
講師：精神科医 夏刈 郁子氏  
主催：杉並家族会 TEL：03-3392-7946
- ☆日程：7/13(土)  
「非自発的入院(措置、医療保護)の入院中・退院後の家族の関わり方」  
講師：松沢病院社会復帰支援室相談係 西田崇大氏  
主催：新宿フレンズ TEL：03-3987-9788

※参加申込み、お問合せは、それぞれの主催者までお願いいたします。



編集後記

障害者雇用促進法が現在問題となつて  
いる。障害者雇用の問題だけではないが  
常に原則論(総論)と現実論(各論)が問題  
となる。「全ての障害者に職場を！」とい  
うのは大いに賛成である。人間として基  
本原則に「労働権」があり、社会的に労  
働することは生きるに等しい権利であ  
る。ただし「労働」という概念のとらえ  
方は見識の違いがあるが仕事をするので  
評価を得ることが労働である。その評価基  
準として金銭が対価か評価が対価かは社会  
における評価の対価は金銭である。そこが  
大きな問題なのである。生活権と労働権の  
問題が一緒になると話はこじれてきて生活  
できる賃金が評価基準になってしまふので  
ある。また、その人に見合った労働をと言  
うとその評価も難しい問題となる。できれ  
ばその人が望む仕事内容と賃金と職場環境  
であつてほしいものであるがそれは現実に  
は無理である。しかしそれを目指し社会の  
仕組みをと変えていくことが社会的運動で  
ある。現実的に困難な問題も現実を少しず  
つ変えていく作業が社会福祉事業的活動な  
のかもしれないと感じる日々である。

都連理事 鈴木 孝男

つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。